

平成22年6月15日

(照会先)

品質管理部長 伊藤誠一
業務改善グループ長 佐々木勝稔
(電話直通 03-6892-0748)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者各位

日本年金機構の事務センターの派遣業務に 関する東京労働局からの是正指導について

日本年金機構は、事務センターにおいて事務の一部を派遣業務により運営していますが、これについて、東京労働局から是正指導が行われたところです。

日本年金機構としては、東京労働局の指導に従い、速やかに改善措置を講ずることとしております。

1 事務センターでの業務の状況

日本年金機構においては、年金事務所の業務の一部（各種の届書の入力業務など）をブロック本部の事務センター（都道府県単位で設置）に集約して実施し、届書等の入力業務は、労働者派遣契約の形態により、民間事業者に委託して実施しています。

2 東京労働局からの是正指導

日本年金機構の東京事務センターにおける入力業務については、労働者派遣法施行令第4条第5号に掲げる「事務用機器操作」に該当しないことから、昨日、東京労働局から文書による是正指導を受けたところです。

※ 是正指導の概要

1. 業務の実態が主として数字や文字の入力業務等であり、労働者派遣法施行令に掲げる事務用機器操作の業務に該当しないと認められること。

2. 派遣元事業主に対し、派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日を通知しておらず、抵触日以降も役務の提供を受けていること。

3 今後の対応方針

日本年金機構においては、今般の指導を受け、全国の事務センターの入力業務を本年10月から一斉に請負契約に切り替えるよう準備しているところですが、その際に、いわゆる「偽装請負」との指摘を受けることがないよう、労働局とも十分に相談しながら進めていきたいと考えております。